


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆特にありません

●本部等の行事

月	日	曜	内 容
9	3	木	会員増強合同小委員会（組織委員会・厚生委員会） 11:00 ~ 12:00 於：事務局会議室
9	8	火	決算事務説明会 14:00 ~ 16:30 於：福岡ガーデンパレス
9	10	木	支部長等会議 13:00 ~ 14:00 於：福岡ガーデンパレス
9	10	木	パソコン講座（ワード初級編）1/2回目 10:30 ~ 16:30 於：サンセルコビル7F
9	11	金	パソコン講座（ワード初級編）2/2回目 10:30 ~ 16:30 於：サンセルコビル7F
9	14	月	パソコン講座（エクセル初級編）1/2回目 10:30 ~ 16:30 於：サンセルコビル7F
9	15	火	パソコン講座（エクセル初級編）2/2回目 10:30 ~ 16:30 於：サンセルコビル7F
9	16	水	役員ゴルフ交流会 9:30 ~ 16:00 於：古賀ゴルフクラブ
9	18	金	会員増強キックオフ会議 15:00 ~ 16:30 於：大同生命ビル6F
9	24	木	花いっぱい運動 14:00 ~ 16:00 於：舞鶴地区大正通り

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容
9	9	水	役員会 11:00 ~ 12:00 於：福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容
9	25	金	役員会 11:00 ~ 13:00 於：事務局会議室

(I) 税務カレンダー

- 9月10日** ● 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 9月30日** ● 7月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- 1月、4月、7月、9月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 1月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
 - 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
 - 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）

(II) 知らないで損する税情報

助成金・補助金の税務上の取扱い

税理士 堤 一 博

コロナ禍に対しては、さまざまな対策を講じられていることと思います。

現在の公的な支援策としては、

- (1) 公的融資（例えば、日本政策金融公庫の実質無利子・無担保融資など）
- (2) 助成金（「雇用調整助成金」、「小学校休業等対応助成金」など）
- (3) 補助金（「持続化給付金」、「家賃支援給付金」など）
- (4) 税制（役員給与の減額、納税猶予の申請など）

が挙げられていますが、いずれにしても、現実のキャッシュ・フローを下支えすることが大目的ですので、キャッシュ・インしなければ意味はありません。

可能と思われるすべての手段を早期に尽くすことが、必要です。

今回は、これらの支援策の税務上の取り扱いを説明します。

まず、(1)の融資ですが、ご承知のとおり、借入金ですので、消費税は不課税取引で課税対象とはならず、同様に、その支払利息・利子補給金ともに不課税取引で消費税の課税対象とはなりませんし、實際上、融資申し込みの手数料等を除けば、±0が原則ですので、法人税の課税対象となる金額は生じないこととなります。経理上は、①利子を支払い（支払利息として経費計上）、②利子補給を受ける（雑収入として収益計上）ということとなります。

次の(2)、(3)の助成金・補助金ですが、一般的には、事業者が国または地方公共団体等から特定の政策目的の実現を図るために受取る給付金で、資産の譲渡等の対価に該当しない（消費税基本通達5-2-15）ことから、消費税は不課税取引となります。

助成金・補助金の 会計処理	勘定科目	消費税区分
	雑収入	不課税

法人税については、個人の特別給付金（一人当たり10万円）が非課税とされているのは異なり、法人においては、会計上、雑収入として収益計上する必要があり、また、法人税の課税対象となります。

助成金・補助金の基本的な取り扱いは、右の通りで、会計的には、請求権が発生した日または現実に入金された日の属する事業年度に収益（雑収入）として計上することとなります。ただし、法人税では、発生主義（権利確定主義）を採っていて、提出した給付申請に対してその支給決定書面が到達した日の属する事業年度の収益（益金）とする必要があります。通知書がない場合には、現実に入金された日に収益（益金）に計上することとなります。

ところが、これには、例外があり、「雇用調整給付金」については、申請後に決算期を迎え、まだ支給決定の書面が到達していない場合であっても、給付原因となる休業の事実があった日の属する事業年度の益金の額に算入するとされています（法人税法基本通達2-1-42）。

つまり、仮に4月に休業等が発生し、5月に申請し、6月に決算期を迎え、翌期となる7月に支給決定通知書が到達した場合には、受け取る予定の「雇用調整助成金」の金額を見積り、給付の原因となった事象が発生した事業年度に雑収入（未収入金）として収益計上する必要があります。

もうひとつの注意点として、「所得拡大促進税制」の適用を考えている場合、「雇用調整助成金」を受け取ったと

きは、その額は法人税額控除の計算上、「雇用者給与等支給額」等に含めることは出来ず、結果として税額控除の額は一部減少することです。

「所得拡大促進税制」とは、青色申告書提出法人が、継続雇用者に支払った給与等の総額が前年度よりも増額させた場合、法人税の税額控除を受けられる制度で、中業企業者等であれば、「継続雇用者給与等支給額」が前年から1.5%以上増えた場合、「雇用者給与等支給額」の増加額の15%を控除することができ、2.5%以上増えた場合は10%上乗せで計25%の控除ができます（他にも要件はあります）。「雇用調整助成金」は業績悪化などにより休業させた従業員に対する会社からの休業手当の助成ですので、「他の者から支払いを受ける金額」と該当し、「雇用者給与等支給額」、「継続雇用者給与等支給額」には含まれないこととなります（措置法第42条の12の5第3項）。しかし、会社から支払う休業手当については「雇用者給与等支給額」等には含めますので、注意してください。

以上のような「収益補償」あるいは「経費補填」のような助成金・補助金とは別に、例えば、在宅勤務の環境整備支援する「働き方改革推進助成金（テレワークコース）」、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、新型コロナウイルス感染症対策の業務改善支援を支援する「IT導入補助金（特別枠C類型）」などのように、事業用の固定資産等を取得するための助成金・補助金については、その固定資産の取得価額から助成金の額を控除して減価償却を行うこととなります（圧縮記帳）。固定資産の場合は、その取得価額は減価償却によって費用化されますので、助成金・補助金を一旦は収益とするものの、その助成等の目的を達成するため、そのまま課税対象とするのではなく、取得価額と相殺する処理（圧縮損の計上）が出来ます。

経理処理には、下記の仕訳を、参考にしてください（消費税は、省略しています）。

※ 固定資産の取得価額（A）から助成額を差し引いた金額が、減価償却の対象となります。

借方科目		貸方科目	
未収入金	(助成額)	雑収入	(助成額)
機械装置等	A	未払金	A
固定資産圧縮損	(助成額)	機械装置等	(助成額)

(参考) ●働き方改革推進支援助成金：最大300万円&補助率4分の3

●ものづくり補助金：最大1,000万円&補助率3分の2

●IT補助金（特別枠）：最大450万円&補助率3分の2

※ 補助率が上記のように、「3分の2」あるいは「4分の3」等となっているので、助成額に課税されることはなく、将来の減価償却費を先取りした形となります。

補助金の雑収入計上と固定資産圧縮損の計上と同額のため、相殺されることにより、実質的にはその助成額への法人税の課税はないこととなります。

また、消費税についても、他の助成金・補助金と同様に不課税取引です。

次に、併せて、少額減価償却資産の特例についてもお話しておきます。

2020年度税制改正では、中小企業関係の少額減価償却資産の特例が見直され、適用期間も2022年3月1日まで2年間延長されました。2006年4月に創設された「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」とは、青色申告法人である中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産（器具及び備品、機械・装置等の有形減価償却資産のほか、ソフトウェア、特許権、商標権等の無形減価償却資産も対象）を取得し、事業の用に供した場合、一定の要件の下で、その減価償却資産の年間取得額の合計額300万円（事業年度が1年に満たない場合には300万円÷12×事業年度の月数の金額）を限度に即時償却できる制度です。

今回の税制改正で、先の2016年度税制改正において1,000人以下とされた常時使用従業員数要件が、さらに500人以下に引き下げられる等の見直しが行われています。

ただし、この特例の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳と重複適用はできず、取得価額が10万円未満のもの又は一括償却資産の損金算入制度の適用を受けるものについてもこの特例の適用はありませんので、選択には十分ご注意ください。

【法人税基本通達2-1-42(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)】

法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、・・・等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度の終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積もり、当該事業年度の益金の額に算入するものとする。

少額減価償却資産の償却関係を一覧的にまとめると、下図のようになります。

区分	根拠法	法人税	償却資産税（地方税）
通常の減価償却資産	法人税法	通常の減価償却資産として耐用年数により経費算入	償却資産として償却資産税の課税対象
少額減価償却資産（10万円未満）	法人税法	少額減価償却資産として全額経費算入	償却資産の対象外
一括償却資産（20万円未満）	法人税法	一括償却資産として3年間で経費算入	償却資産の対象外
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（30万円未満）	租税特別措置法	少額減価償却資産として全額経費算入	償却資産として償却資産税の課税対象

資産取得の助成金・補助金を受ける場合には、関連した購入品の処理と併せて検討してください。

このほか、税制上の支援策もありますので、これらを組み合わせて、総合的に活用してください。

中小企業庁が作成した「2020年度版中小企業施策利用ガイドブック」は、300頁を超える分厚い冊子ですが、新型コロナウイルス対策をはじめ中小企業向けの各種の施策を網羅的に解説していますので、是非、参考として頂きたいと思えます。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2020		8(火)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
		10(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座（ワード初級） 1/2回目	サンセルコビル7F
	9	11(金)	10:30～16:30	本部	パソコン講座（ワード初級） 2/2回目	サンセルコビル7F
		14(月)	10:30～16:30	本部	パソコン講座（エクセル初級） 1/2回目	サンセルコビル7F
		15(火)	10:30～16:30	本部	パソコン講座（エクセル初級） 2/2回目	サンセルコビル7F
	10					
		16(月)	14:30～17:00	本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多
	11	24(火)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	ソラリア西鉄ホテル
	12					
	2021	1	28(木)		本部	新春講演会

※ 日時、会場等変更になる場合があります。（空白のところは未定です）

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症関連で、中止若しくは延期する場合があります。